

<p>「連携活性化事業」という。)に関する計画(以下「連携活性化計画」という。)を作成し、経済産業省令で定めるところにより、代表者を定め、これを都道府県知事を経由して経済産業大臣に提出し、当該連携活性化計画が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>2 第四条第一項の規定は、連携活性化計画に準用する。</p>
<p>(連携活性化計画の変更等)</p> <p>第十二条 前条第一項の認定を受けた製造事業者又は製造協同組合等及び連携製造事業者又は連携製造協同組合等は、当該認定に係る連携活性化計画を変更しようとするときは、経済産業大臣の認定を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定による認定の申請は、都道府県知事を経由して行わなければならない。</p> <p>3 経済産業大臣は、前条第一項の認定を受けた連携活性化計画(第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定連携活性化計画」という。)に係る連携活性化事業を実施する者(製造協同組合等及び連携製造協同組合等の構成員を含む。)が当該認定連携活性化計画に従つて連携活性化事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>4 第四条第二項の規定は、連携活性化計画の変更に準用する。</p> <p>第七条を削る。</p>
<p>第六条第一項中「製造協同組合等は、伝統的工芸品を販売する事業者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合、協同組合連合会、商工組合その他の政令で定める法人(以下「販売協同組合等」という。)」を「特定製造協同組合等は、販売事業者(伝統的工芸品を販売する事業者をいう。以下同じ。)又は販売協同組合等(販売事業者を構成員とする事業協同組合、協同組合連合会、商工組合その他の政令で定める法人をいう。以下同じ。)」に改め、同条第三項中「製造協同組合等及び(活性化計画)</p> <p>第九条 製造事業者又は製造協同組合等(特定製造協同組合等を除く。以下この項及び次条において同じ。)は、単独で又は共同して、活性化事業(次に掲げる事業のうち一又は二以上の事業</p>
<p>である。)に係る連携活性化計画(以下「活性化計画」という。)を作成し、これを都道府県知事を経由して経済産業大臣に提出し、当該活性化計画が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>2 第四条第一項の規定は、連携活性化計画に準用する。</p> <p>(連携活性化計画の変更等)</p> <p>第十二条 前条第一項の認定を受けた製造事業者又は製造協同組合等及び連携製造事業者又は連携製造協同組合等は、当該認定に係る連携活性化計画を変更しようとするときは、経済産業大臣の認定を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定による認定の申請は、都道府県知事を経由して行わなければならない。</p> <p>3 経済産業大臣は、前条第一項の認定を受けた連携活性化計画(第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定連携活性化計画」という。)に係る連携活性化事業を実施する者(製造協同組合等及び連携製造協同組合等の構成員を含む。)が当該認定連携活性化計画に従つて連携活性化事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>4 第四条第二項の規定は、連携活性化計画の変更に準用する。</p> <p>第七条を削る。</p> <p>第六条第一項中「製造協同組合等は、伝統的工芸品を販売する事業者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合、協同組合連合会、商工組合その他の政令で定める法人(以下「販売協同組合等」という。)」を「特定製造協同組合等は、販売事業者(伝統的工芸品を販売する事業者をいう。以下同じ。)又は販売協同組合等(販売事業者を構成員とする事業協同組合、協同組合連合会、商工組合その他の政令で定める法人をいう。以下同じ。)」に改め、同条第三項を第六条とする。</p> <p>第五条 適用する。</p> <p>附則 第四条第一項及び第三項中「製造協同組合等」を「特定製造協同組合等(事業協同組合、協同組合連合会、商工組合又は事業協同小組合であるものに限る。以下本項において同じ。)」に、「同項」を「同条第一項」に、「当該製造協同組合等」を「当該特定製造協同組合等」に改め</p>

平成十三年四月十日印刷

平成十三年四月十一日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

B